

○農林水産省告示第千四百九十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和九年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年九月二十九日

農林水産大臣 籙 和生

令和九年産の茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則第四百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第五百十三条第一項の規定により農林水産	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲

大臣が定めた区分		一類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に限る。）		二類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）		三類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種	
	埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域		埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域
	一四〇円 一三〇円 一一〇円 一〇〇円 八〇円	六八〇円 六一〇円 五四〇円 四八〇円 四一〇円		四〇〇円 三六〇円 三二〇円 二八〇円 二四〇円	二〇〇円 一八〇円 一六〇円 一四〇円 一二〇円	八八〇円 七九〇円 七〇〇円 六二〇円 五三〇円	一四〇円 一三〇円 一一〇円 一〇〇円 八〇円
		五六〇円 五〇〇円 四五〇円 三九〇円 三四〇円					

の茶に限る。）	四類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）			五類及び七類（被覆栽培する在来種の茶に限る。）			六類及び七類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）		
	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	
	四〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円	二四〇円	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円
	一二〇円	七一〇円	六四〇円	五七〇円	五〇〇円	四三〇円	三八〇円	三二〇円	二八〇円
の茶に限る。）	五類及び七類（被覆栽培する在来種の茶に限る。）			六類及び七類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）			七類及び八類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）		
	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	
	六二〇円	五六〇円	五〇〇円	四三〇円	三七〇円	六二〇円	五五〇円	四七〇円	四〇〇円
	三八〇円	三二〇円	二八〇円	二四〇円	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円
の茶に限る。）	五類及び七類（被覆栽培する在来種の茶に限る。）			六類及び七類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）			七類及び八類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）		
	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県及び静岡県の区域	京都府の区域	埼玉県の区域	静岡県の区域	京都府の区域	
	六二〇円	五六〇円	五〇〇円	四三〇円	三七〇円	六二〇円	五五〇円	四七〇円	四〇〇円
	三八〇円	三二〇円	二八〇円	二四〇円	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。